

## 要望書（回答）

### 1、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種について

新型コロナウイルス感染症のワクチン接種は、さらに加速化しなければなりません。今後、65歳未満に接種が拡大されますが、休日に勤務する市民も多いため平日に集団接種が受けられる体制を整備することを要望します。

#### 【回答】（健康こども部健康支援課 担当）

交代勤務者が多い地域事情を踏まえた接種体制の整備について、現在、市内に常設の集団接種センターの設置に向けて、関係機関と協議しているところであり、毎日接種できる場の確保に向けて取り組んでいるところです。

詳細について決定しましたら、広報とまこまいや市ホームページでお知らせしてまいります。

### 2、新型コロナウイルス感染症の情報発信について

新型コロナウイルス感染症拡大防止には、正確な情報を収集し市民に対して積極的に情報発信を行うことが重要です。特に感染者数の公表など広く情報発信を図ることを要望します。

#### 【回答】（健康こども部健康支援課 担当）

これまでも説明してきたように、陽性者との接触は全て北海道が管轄する保健所がおこなっており、市では感染者の情報を把握しておりません。

北海道では公表基準の見直しを進めており、6月20日より新たな公表基準に基づき、統計的に全件公表されることとなります。

各市町村の感染者数については、1週間分の感染者数が公表されますので、これまで以上に積極的な情報発信がされるものと期待しております。

### 3、新型コロナウイルス感染症の医療提供体制について

医療提供体制等については、市民が感染した場合、重症者は速やかに医療提供できるよう医療機関の確保はもとより、軽症者への対応も市内で確保できるよう医師会とも連携し療養施設を確立されるよう強く要望します。

【回答】（健康こども部健康支援課 担当）

新型コロナウイルスの陽性となった方につきましては、法の規定により、全て苫小牧保健所が管理することとなっております。

現在の保健所の対応としては、陽性者は保健所が指定する病院に入院することとなり、病状が消失するまでの間、入院療養となります。

軽症者に対する宿泊療養施設につきましても北海道が設置することとなりますが、運営に関わる人員の確保と地域住民の理解が必要であるため、苫小牧市内での療養施設設置が困難であり、現在はこれらの条件を満たした札幌市にのみ宿泊療養施設が設置されている状況ですので、御理解をお願いいたします。

#### 4、新型コロナウイルス感染症による学級閉鎖等について

学校の学級閉鎖等への対応では、児童・生徒の安全確保と精神的ケアに努めるとともに小中学校を再開する際には、児童・生徒への感染防止対策の徹底指導に努めることを要望します。また、児童・生徒の学力低下の防止等に対し必要な措置を講じることを要望します。

【回答】（教育部指導室 担当）

感染症による学級閉鎖等への不安やストレスを抱えている児童生徒が少なからずいるものと把握しております。各学校においては、学級担任や養護教諭等を中心に、これまで以上に児童生徒をきめ細かく見守り、小さなサインを見逃すことのないよう努めるなど、心のケアに努めております。

また、学校を再開する際には手洗いや咳エチケット、換気といった基本的な感染対策に加え、感染拡大リスクが高い「3つの密」を避ける、身体的距離を確保するといった感染症対策を改めて徹底するよう学校に周知して参ります。

児童生徒の学力低下の防止等につきましては、市内の感染状況を踏まえ、学習活動を工夫しながら、可能な限り学校行事や部活動を含めた学校教育活動を継続し、子どもの健やかな学びを保障していきます。

#### 5、新型コロナウイルス感染症の影響のある事業者等について

新型コロナウイルスの感染拡大により影響を受けている各種事業所などの実態の把握に努め、対応に苦慮している事業者に対しては、各種支援制度を周知するとともに、相談・支援体制の充実を要望します。また、収入が減少した市民に各種支援制度を周知するとともに、市としても支援策を講じることを要望します。

【回答】（福祉部総合福祉課 担当）

広報とまこまい、市ホームページ等において、生活困窮者自立相談支援窓口のほか、住居確保給付金、無料低額診療などのご案内をしております。また、市内のスーパーやコンビニエンスストア等の小売店にも相談窓口をお知らせするリーフレットを設置し、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した市民への各種支援制度周知に努めております。

また、国において新たに「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」（仮称）が創設されることから、適切に支給手続きを進めてまいります。

（産業経済部商業振興課 担当）

市では、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う不要不急の外出・移動の自粛が長期間に及び、飲食店やその取引先等をはじめ、市内の多種多様な業種・業態に影響が広がっていることを受け、事業継続につなげるための支援策として、『事業継続支援事業』を5月末まで受付してきたところでございます。

緊急事態宣言における影響は飲食店に限らず多種多様な業種・業態に広がっていることから、飲食店に限らず多くの事業者に対する支援となるよう検討を進めてまいります。

## 6、新型コロナウイルスの感染症に伴う雇用対策について

本年度は、昨年度に比べ企業は採用に後ろ向きになっています。市は経済団体のトップと新型コロナウイルスによる雇用への影響と対応策を話し合う場を設け、企業の雇用・採用を促すための施策を議論し、若年層の雇用拡大につなげることを要望します。

【回答】（産業経済部工業・雇用振興課 担当）

令和3年3月卒業の苫小牧公共職業安定所管内新規学校卒業者の就職率は99.2%と高い水準でしたが、新型コロナウイルスの雇用に与える影響については注視が必要であると考えております。

市では、日ごろから公共職業安定所等関係機関から情報収集を行うとともに、胆振地域雇用ネットワーク会議等に参加し、経済団体、労働団体、教育機関等と地域の雇用情勢や雇用に関する施策・取組について情報共有を図っているところです。

また、苫小牧経済会議等をとおして苫小牧商工会議所と新型コロナウイルスによる地域経済への影響や対策について、意見交換をしているところです。

新型コロナウイルスの影響により、企業においても厳しい事情を抱えておられると思いますが、関係機関と連携を図るとともに、雇用対策本部による企業訪問等の場を活用

し、地元企業に対し、若年層の雇用確保に向けて御理解・御協力をいただけるよう取り組んでまいります。

## 7、新型コロナウイルス感染症に伴う避難所の対応について

自治体が発令する避難情報が5月20日から変わりました。特にレベル4の「避難勧告」が廃止され、「避難指示」に一本化されました。レベル4で早く全員避難していただくということですが、コロナ禍で重要なのが避難先での感染対策です。新型コロナウイルス感染症流行下における避難所の収容人数は、これまでの3分の1程度になるともいわれています。避難場所が不足する場合は、学校教室などの活用も慎重に検討し万全な対応を要望します。

### 【回答】（市民生活部危機管理室 担当）

避難所における感染症対策については、可能な限り多くの避難所を開設することや安全が確保される親せき・知人宅などへの分散避難について国や北海道から考え方が示されております。

市としましても、国や北海道の考え方にに基づき、分散避難の考え方について機会を捉えて市民へ周知するとともに、避難所開設にあたっては、通常、指定避難所である学校の体育館を中心に避難スペースを確保しておりますが、状況に応じて空き教室等の活用について学校と調整し、避難所の三密防止に努めてまいります。

## 8、東京オリンピック聖火リレーについて

本年6月13日、14日には、道内で東京オリンピック聖火リレーが実施される予定です。現在、発出されている「緊急事態宣言」が延長された場合には、公道での走行を中止し、他県で行った「点火セレモニー」などに変更することを要望します。

### 【回答】（総合政策部スポーツ都市推進課 担当）

道内で予定されておりました、東京オリンピック聖火リレーにつきましては、緊急事態宣言の対象期間が延長されたことにより、新型コロナウイルス感染症の状況や医療提供体制への負荷の状況を踏まえ、公道リレーに代わり点火セレモニーへと変更となりました。